

開会中の臨時国会への要請

国立大学法人法反対首都圏ネットワーク事務局

昨年の国立大学法人法案の審議過程では同法を提案した政府・文科省の方々はこぞって「法人化によって現在より予算が減額されることはない。いっそう旺盛に教育研究活動を行う基盤が作られる。」「もちろん、法人化に伴う非公務員化に伴って労働基準法をはじめとする労働法制は完全に適用される。」と答弁されていたことは記憶に新しいことです。また、法人法案成立に際しての附帯決議で「運営費交付金等の算定に当たっては、・・・法人化前の公費投入額を踏まえ、従来以上に各国立大学における教育研究が確実に実施されるに必要な所要額を確保するよう努めること。」(12項)を、国会の名によって厳粛に政府に求めました。

しかし、本ポスターセッションで、

- 1) 法人化に必要な諸経費等によって各大学が実際に用いることが可能な予算が実質的に減額され、学科(専攻)などの現場では昨年比50%減という状況が続出している
- 2) 非常勤職員の均等待遇を求める「パート労働者法」や同法に関わる「指針」の精神に反して、依然として各大学では非常勤職員への差別的待遇が続けられている
- 3) 労働基準法に明白に違反する「サービス残業」(超勤費未払い)が常態化していることがあきらかとなっています。さらに重大なことに、運営費交付金の算定方式は国会審議過程では「収支差額補填方式」であったのに、国立大学法人法成立後になって「総額管理方式」に強引に切り替えられました。このため、平成15年度を出発点に効率化係数、経営係数によって運営費交付金が確実に逡減することになったのです。つまり、本ポスターセッションが紹介した現実がもっと深刻になるのです。

国立大学法人法が引き起こした事態が明らかになった以上、私達は国権の最高機関たる国会におかれては速やかに以下の措置をとられるよう強く要請するものです。

1. 本年度において以下の項目を補填する補正予算を組むこと
(1) 運営費交付金を実質減額させた法人化必要経費
(2) 同一労働・同一賃金の原則と「パート労働者法」の精神に反する状態を解消するための非常勤職員均等処遇経費
(3) 労基法に反する「サービス残業」解消経費
私達の試算では少なく見積もっても(1) 355億円(2) 320億円(3) 274億円であり、補正予算の総額は949億円となります。

2. 運営費交付金算出方法を「総額管理方式」から当初想定されていた「収支差額補填方式」に戻すこと

3. 国立大学法人法と同法に基づく法人化の問題点を広く大学関係者から聞き、改善・改革のための審議を国会で行うこと